

- 1 堺市上下水道局外国籍職員の任用に関する要綱（令和2年制定）第3条各号に掲げる事務を担当する職は、次の表に定める組織に属する職員の職とする。

| 部       | 課等               |
|---------|------------------|
| 総務部     | 総務課総務係           |
| サービス管理部 | 事業サービス課          |
|         | 給排水設備課管理係        |
|         | 給排水設備課審査係        |
|         | 給排水設備課検査係        |
|         | 給排水設備課水洗化促進係     |
| 水道部     | 水運用管理課施設係        |
| 下水道管路部  | 下水道事業調整課調整係      |
|         | 下水道管理課           |
| 下水道施設部  | 三宝水再生センター維持管理係   |
|         | 三宝水再生センターポンプ場管理係 |
|         | 三宝水再生センター包括委託管理係 |
|         | 下水道水質管理課水質規制係    |

- 2 堺市上下水道局外国籍職員の任用に関する要綱第4条第2号に掲げる職は、次の表に定める組織に属する職員の職とする。

| 部     | 課等  |
|-------|-----|
| 経営企画室 |     |
| 総務部   | 総務課 |